

附属機関等の会議の概要

（令和3年11月11日作成）

会議の名称	第277回名古屋市個人情報保護審議会
開催の日時	令和3年10月22日（金）午後1時30分～午後2時55分
開催の場所	市役所西庁舎12階 西12A会議室
議 題 （公開・非公開の別）	<p>（1）不服申立て案件について（非公開）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント調査委員会に関する文書 <ul style="list-style-type: none"> ：事務局の説明および委員による方向付けの検討が行われた。 一部案件につき委員による答申案の検討が行われ、案のとおり答申する旨が了承された。 <p>（2）その他（公開）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市個人情報保護条例の改正について <ul style="list-style-type: none"> ：条例の改正について、事務局の説明及び委員による意見交換が行われた。 <p>（3）不服申立て案件について（非公開）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長ホットラインに関する文書 <ul style="list-style-type: none"> ：不服申立人の意見陳述及び委員による意見交換が行われた。
出席者数	<p>審議会委員：会長始め6名</p> <p>事務局等：スポーツ市民局市民生活部長始め8名</p>
傍聴者数	
非公開の理由	（1）及び（3）は、個人の不服申立てに関する情報等、通常他人に知られたくないと認められる情報が含まれる事項を調査審議するため。
照 会 先	<p>スポーツ市民局市民生活部市政情報室市政情報係</p> <p>電話 (052) 972-3153 FAX (052) 972-4127</p>

第 277 回名古屋市個人情報保護審議会 議事録

開催日時	令和 3 年 10 月 22 日（金）午後 1 時 30 分～午後 2 時 55 分
開催場所	西庁舎 12 階 西 12A 会議室
出席委員	庄村会長、川上委員、小林委員、齋藤委員、荒見委員、小野木委員
その他出席者	事務局等…スポーツ市民局市民生活部長始め 8 名
会議次第	<p>（議題 1） ○不服申立て案件について（非公開） 調査審議 ・ハラスメント審査会に関する文書（諮問No.204）</p> <p>（議題 2） ○不服申立て案件について（非公開） 答申案の検討 ・ハラスメント審査会に関する文書（諮問No.174, 175）</p> <p>（議題 3） ○その他（公開） ・名古屋市個人情報保護条例の改正について</p> <p>（議題 4） ○不服申立て案件について（非公開） 不服申立人の意見陳述 ・市長ホットラインに関する文書（諮問No.177, 180, 181, 179, 184）</p>
非公開理由	議題 1、議題 2 及び議題 4 については、個人の不服申立てに関する情報等、通常他人に知られたくないと認められる情報が含まれる事項を調査審議するため。
会議資料	別添のとおり

議題3	その他（公開）
対象事案	名古屋市個人情報保護条例の改正について
発言要旨	<p>(事務局の説明後に行われた質疑応答の内容)</p> <p>川上委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討事項は、資料の「主な規定内容」に記載されているものが全てなのか。 <p>→事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載されていないものとして、開示決定の期限などの細かい論点はあるが、主なものは記載されている。これ以外のものとして1点から2点というところである。 <p>川上委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上乘せ及び横出しの問題を考える際も、国や、東京、大阪などの他の政令指定都市がどうなっているのかといったことについては、小委員会で議論するよりも、事務局の方で、何を考えるべきかという争点整理ができるのではないか。 ・小委員会で議論したことと、全体会（※審議会を指す。以下同）で議論したことの結論が異なる場合に難しいのではないかと。小委員会で決めたことを、全体会で修正するということが難しいと思われる。そうであれば、争点整理されたものを一案出していただいた上で、全体会で、皆様のご意見を一発で聞いたほうが良いのではないかとと思われる。 ・小委員会で委員長を任命するなどの苦労があることを考えると、議論の観点の効率性から考えて、中身にはよるが、上乘せ、横出しが資料に記載されているものから1点、2点であるならば、争点を言っていて、各委員の立場や視点から意見を述べてもらうほうが良いのでは。 <p>小野木委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川上委員の意見に賛同する。全体会で議論すべきだと思う。 <p>川上委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小委員会でやりたいということであれば、それはそれでも良いと思う。 <p>庄村会長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川上委員のお尋ねのとおり、(議論すべき)中身によるものと考えて。技術的な問題のみを議論するのであれば、大した議論は不要かと思われるが、国の

規定で、名古屋市の個人情報保護の観点から十分なのか、市民への説明責任を実現するという観点から、上乘せや横出しがないと個人情報の保護が難しいということであれば、国はだめだとは言っているが、その部分の認識が出てくるのではないか。

- ・一旦事務局の方で、論点を整理していただいて、出していただくというのはいかがでしょうか。

→事務局

- ・事務局としても、論点がもう少しあるのではないかとことや、今後論点が追加される可能性があること、1つの論点についてもいろいろな見方があることから、今ここで小委員会か全体会かということは決められないと考えられる。
- ・ただ、必ず生じる問題が、時間がかかるということである。今回の個人情報保護審議会も時間が短い中で、その中で、いかに時間を有効にしながら審議を図っていくかという問題かと思われる。
- ・事務局としては、できる限り事務局案あるいは資料を整えて、ご審議をお願いできるよう努めてゆくの、よろしくお願ひしたい。

川上委員

- ・会長のご意見が重要なのではないかと思う。論点がどのようなものがあるかということと、中身を見せてもらってからということがあると思う。技術的な問題であれば、多数決ではないが、そこまでの議論も不要かと思われる。

<次回の方針>

論点を資料に落とししたうえで体制の検討を行う。

以上

第277回名古屋市個人情報保護審議会

日時：令和3年10月22日（金）

午後1時30分～

場所：西庁舎12階 西12A会議室

議 題

1 不服申立て事案（非公開）

◎調査審議

- ・ハラスメント調査委員会に関する文書（諮問No.204）

（R3/4/23 調査審議、R3/5/28 調査審議、R3/7/30 口頭意見陳述、R3/8/27 調査審議、R3/9/24 調査審議）

◎答申案の検討

- ・ハラスメント調査委員会に関する文書（諮問No.174、175）

（R3/4/23 調査審議、R3/5/28 調査審議、R3/7/30 口頭意見陳述、R3/8/27 調査審議、R3/9/24 調査審議）

2 その他（公開）

◎名古屋市個人情報保護条例の改正について

3 不服申立て事案（非公開）

◎不服申立人の意見陳述

- ・市長ホットラインに関する文書（諮問No.177、180、181、179、184）

（R3/5/28 調査審議、R3/6/25 調査審議、R3/7/30 調査審議、R3/8/27 調査審議、R3/9/24 調査審議）

第 277 回個人情報保護審議会
(タイムスケジュール)

令和 3 年 10 月 22 日 (金) 西庁舎 12 階西 12A 会議室

13:30	<個人情報保護審議会 開会>
13:35	◎調査審議 (非公開) ・ハラスメント調査委員会に関する文書 (諮問No.204)
14:00	◎答申案の検討 (非公開) ・ハラスメント調査委員会に関する文書 (諮問No.174、175)
14:05	◎名古屋市個人情報保護条例の改正について (公開)
14:20	◎不服申立人の意見陳述 (非公開) ・市長ホットラインに関する文書 (諮問No.177、180、181、179、184)
14:50	<個人情報保護審議会 閉会>

名古屋市個人情報保護条例の改正

1 趣旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）の成立に伴い個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報法」という。）等が改正等されるのにあわせ、名古屋市個人情報保護条例（以下「条例」という。）の改正が必要となるもの

2 概要

区分	内容	施行期日
令和3年度改正※	整備法成立により、条例で引用している各種法令に改廃が生じるため、引用規定の整理を行うもの	令和4年春 （一部の規定は公布の日）
令和4年度改正	整備法成立により、個人情報法が改正され自治体に直接適用されるようになることから、現行の条例を見直し、法の施行に必要な事項等を定めるものとして改めて条例を定めなおすもの	令和5年春 （改正個人情報法の施行と同時）

※名古屋市会令和3年度9月定例会にて条例改正案議決済み

3 令和4年度改正後の条例における主な規定内容

区分	内容	備考
必ず定めるもの	手数料（開示請求等、匿名加工）	実費の範囲で徴収
定めることができるもの	非開示事由の追加	情報公開条例との整合の観点から追加可能
	要配慮個人情報	特に配慮を要する個人情報について、法で定められているものに加え、地域特性に応じ追加可能
	個人情報取扱事務目録の存置	個人情報ファイル簿に加え、現行の個人情報取扱事務目録の存置が可能
	審議会の審議事項	不服審査に加え、特に必要と認めることについて諮問できるようにすることが可能

【参考：条例改正の全体像】

別添のとおり

個人情報保護に関する法律の改正と個人情報保護条例の改正の関係

	従来	令和3年5月19日公布 デジタル社会整備法	令和4年秋 個人情報保護条例改正	2年以内
国	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (①)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (①)	個人情報保護法	個人情報保護法
独法	独立行政法人等の有する個人情報の保護に関する法律 (②)	独立行政法人等の有する個人情報の保護に関する法律 (②)	個人情報保護法	個人情報保護法
民間	個人情報保護に関する法律	個人情報保護に関する法律	個人情報保護法	個人情報保護法
地方 (本市)	名古屋市個人情報保護条例	名古屋市個人情報保護条例	名古屋個人情報保護条例	名古屋個人情報保護条例

令和4年秋改正後の個人情報保護条例 (実質的改正)

